

## 浜田市見守り移動販売支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内において見守り活動を伴う移動販売を行う事業者に対し、その移動販売に要する費用の一部を補助することにより、高齢者世帯の買物の支援及び安否確認等の促進を図り、もって高齢者等が安心して日常生活を送ることができるようにすることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則(平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動販売 移動販売車(商品を販売するための設備を備え付けた車両をいう。)を使用し、あらかじめ巡回する場所及び時間を設定し、日常生活に欠かせない食料品、日用品等の販売を行うこと(特定の世帯のみを対象とするものを除く。)をいう。
- (2) 高齢者世帯 65歳以上の者を含む世帯をいう。
- (3) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱(平成23年浜田市告示第39号)の規定に基づき認定された地区まちづくり推進委員会をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に事務所又は事業所を有する事業者であって、地区まちづくり推進委員会と見守り活動を伴う移動販売について連携することを定めた協定書等(以下「協定書等」という。)を締結したものとす。ただし、市税を滞納している者を除く。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、見守り活動を伴う移動販売であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 高齢者世帯又は地域において異常を発見したときに、必要に応じて警察、消防等の関係機関に連絡するとともに、地区まちづくり推進委員会等に報告することができる体制があること。
- (2) 高齢者世帯が必要とする食料品、日用品等を幅広く取り扱うこと。
- (3) 協定書等において定めた移動販売を行う地域(以下「対象地域」とい

う。)において、1週間に1回以上の移動販売を行うこと。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる移動販売の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、100万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

- (1) 対象地域内における戸別訪問販売 移動販売で訪問した高齢者世帯の戸数1件につき70円
- (2) 対象地域内における健康増進等を目的として高齢者が集う場での販売 来客数1人につき35円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、見守り移動販売支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 協定書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、見守り移動販売支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、見守り移動販売支援事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに見守り移動販売支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、見守り移動販売支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求)

第 11 条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、見守り移動販売支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付)

第 13 条 補助事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 4 年 11 月 30 日告示第 166 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による施行後の浜田市見守り移動販売支援事業補助金交付要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以降に受け付けた申請に係る補助金について適用し、同日前に受け付けた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月25日告示第14号）  
（施行期日）

この告示は、令和8年3月25日から施行する。